



平成 30 年 5 年 10 日

各 位

会 社 名 株式会社プレミアムウォーターホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 萩 尾 陽 平  
(コード番号：2588 東証第二部)  
問 合 せ 先 経営管理本部 財務経理部  
(TEL 03-6864-0980)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関する議案を平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 12 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社グループの事業活動の多角化及び今後の事業展開に対応するとともに、事業の現状に即して目的事項を整理するために、現行定款第 2 条（目的）を変更するものであります。
- (2) 今後の経営体制の一層の強化と充実化に向けて取締役の増員を可能とするために、現行定款第 19 条（取締役の員数）を変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 30 条（社外取締役との責任限定契約）及び第 41 条（社外監査役との責任限定契約）の一部をそれぞれ変更するものであります。なお、現行定款第 30 条（社外取締役との責任限定契約）の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 30 年 6 月 27 日
定款変更の効力発生日（予定）	平成 30 年 6 月 27 日

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
1. ～ 22. (省略)	1. ～ 22. (現行どおり)
(新設)	<u>23. デジタルコンテンツの企画、制作、配信および販売</u>
(新設)	<u>24. 電気通信事業法に定める電気通信事業</u>
(新設)	<u>25. 電気通信サービス、放送サービス等の加入手続に関する代理店事業</u>
(新設)	<u>26. インターネットの接続仲介業</u>
(新設)	<u>27. インターネット回線の募集に関する事業</u>
(新設)	<u>28. 電気、ガス、石油、石炭および温暖化排出権等の売買取引の媒介</u>
(新設)	<u>29. 電気、ガス、石油、石炭および温暖化排出権等の売買取引</u>
(新設)	<u>30. エネルギーのコンサルティングおよび研究</u>
<u>23. 上記各号に附帯関連する一切の業務</u>	<u>31. 上記各号に附帯関連する一切の業務</u>
第 3 条～第 18 条の 2 (条文省略)	第 3 条～第 18 条の 2 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第 19 条 当社の取締役は、3 名以上 <u>11</u> 名以内とする。	第 19 条 当社の取締役は、3 名以上 <u>15</u> 名以内とする。
第 20 条～第 29 条 (条文省略)	第 20 条～第 29 条 (現行どおり)

現 行	変更案
<p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)  第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条～第40条（条文省略）</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)  第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第42条～第49条の2（条文省略）</p>	<p>(<u>取締役との責任限定契約</u>)  第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条～第40条（現行どおり）</p> <p>(<u>監査役との責任限定契約</u>)  第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第42条～第49条の2（現行どおり）</p>

以 上